

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、NO MARK 株式会社の役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、株主総会で選任された取締役、監査役をいう。

(報酬の決定)

第3条 取締役および監査役の報酬は総会で決定する。
この規程の改正は、取締役の議決により行うものとする。

(役員報酬の支払いと控除)

第4条 役員報酬は、翌月15日に支給する。税金、社会保険料は毎月の報酬から控除して支給する。

附則

この規定は、2023年5月1日から施行する。

NOMARK 株式会社株式会社 定時株主総会 議事録

開催日時：2023（令和 5 年）10 月 2 日 16 時 00 分～17 時 00 分

開催場所：NOMARK 株式会社 会議室

当会社の株式総数：500 株

発行済株式総数：500 株

自己株式総数：500 株

議決権を有する総株主数／議決権数：1 名／500 個

本人出席株主／議決権数：1 名／500 個

委任状出席株主／議決権数：0 名／0 個

出席取締役 赤嶺謙一郎（議長兼議事録作成者）

出席監査役 無し

以上のとおり総株主の議決権の過半数に相当する株式を有する株主が出席したので、本会は適法に成立した。よって、代表取締役赤嶺謙一郎が議長席に就任し、株主総会開会を宣言した。

会議の決議事項

第 1 号議案 決算報告書の承認に関する件

議長は、当期（自 2022（令和 4）年 9 月 1 日 至同 2023（令和 5）年 8 月 31 日）における事業状況を詳細に報告し、下記の書類を提出し、承認を求めた。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書

続けて、顧問税理士により報告内容はいずれも適切に行われたことを確認済みである旨の報告がされた。

総会は、別段の異議なく、満場一致をもって承認可決した。

第 2 号議案 代表取締役の報酬金額承認に関する件

議長より、役員報酬金額について下記のとおりとしたい旨があり、その理由を説明した。議長がその賛否を議場に諮ったところ、全員一致をもってこれに賛成した。これにより議長は役員報酬を下記のとおりにすることを決定し、可決した。

代表取締役 赤嶺謙一郎

月額役員報酬 300,000 円

変更時期 令和 5 年 10 月 13 日支給分

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣し、17 時 00 分に解散した。

上記議事の経過およびその結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役・出席監査役・出席監査役の全員がこれに記名捺印する。

2023 年 10 月 2 日

NO MARK 株式会社 定時株主総会

議長・議事録作成者 代表取締役 赤嶺謙一郎